

令和 4 年 7 月 14 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 8 月 18 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）、消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成16年消防庁告示第25号）及び消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成16年消防庁告示第18号）の改正並びに不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を制定するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

- （1）二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備に関する事項
- （2）消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類に関する事項

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（案）
 - ・ 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定める件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 4 年 8 月 18 日（木）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております。規制の事前評価書は別紙9、その要旨は別紙10のとおりです。

5 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 稲垣課長補佐、恩村

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（案）
- ・ 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定める件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）、消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成 16 年消防庁告示第 25 号）及び消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成 16 年消防庁告示第 18 号）の改正並びに不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を制定するものです。

- （1）二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備に関する事項
- （2）消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類に関する事項

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人

又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和4年7月15日（金）から令和4年8月18日（木）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当 : 恩村

電 話 : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

電子メールアドレス : yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正して
ください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行令の一部を改正する政令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について令和 4 年 7 月
消 防 庁 予 防 課**【概要】**

令和 2 年 12 月から令和 3 年 4 月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直すほか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について合理化するものである。

【改正法令等】

- ・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）
- ・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）
- ・消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成 16 年消防庁告示第 25 号）
- ・消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成 16 年消防庁告示第 18 号）
- ・不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（新規制定）

1 消防法施行令の一部を改正する政令（案）について**【改正内容】**

- 既存防火対象物に設置されている一定の不活性ガス消火設備を最新の技術上の基準が適用される
遡及対象設備に追加【令第 34 条関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、新たに総務省令で定めることとしている設置及び維持に関する技術上の基準の一部を既存設備に対しても遡及して適用させるため、消防法（昭和 23 年法律 186 号）第 17 条の 2 の 5 に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に一定の不活性ガス消火設備（全域放出方式の総務省令で定める消火剤を放出するもので、不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）を加える。

- 消防設備士等による点検の実施【令第 36 条関係】

現行法令では、延べ面積が 1,000 m²未満の駐車場（令別表第一（13）項に掲げる防火対象物）等の場合、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者（※）（以下「消防設備士等」という。）でない者が点検を行うことでよいこととされているが、二酸化炭素消火設備が設置されているもののように、防火対象物によっては、消防設備士等でない者が点検要領の手順を徹底することは難しく、事故発生リスクが高いものもあるため、消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に総務省令で定める防火対象物を加えるための根拠規定を整備するもの。

※ 総務省令で定める資格を有する者：消防設備点検資格者のこと。電気工事士や建築士などの資格を有する者や一定の学歴を有する者で、点検に関し必要な知識や技能を習得することができる講習を修了し、免状の交付を受けている者。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

2 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

（1）二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備について

【改正内容】

○ 既存設備であっても最新の技術上の基準が適用される不活性ガス消火設備の特定等【規則第 33 条の 2 関係】

令第 34 条第 2 号に規定する不活性ガス消火剤として二酸化炭素を定めるとともに、同号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準として、①閉止弁の設置、②二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、③防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、④点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け、⑤消火剤放出時の立入り制限に係る規定を定めるもの。

○ 消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物【規則第 31 条の 6 の 2 関係】

令第 36 条第 2 項第 4 号に規定する消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているものとするもの。

○ 二酸化炭素消火設備に関する基準の追加【規則第 19 条及び第 19 条の 2 関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目として、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関し、以下を定めるもの。

- ・ 起動用ガス容器を設けること
- ・ 起動装置には、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること
- ・ 自動式の起動装置の場合には、二以上の火災信号により起動するものとする
- ・ 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合の音響警報装置は音声によること
- ・ 集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること
- ・ 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に二酸化炭素の危険性等に係る標識を設けること
- ・ 閉止弁は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態を維持すること
- ・ 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること
- ・ 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に立ち入ることのないように維持すること
- ・ 設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと

○ 経過措置【附則関係】

本改正省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、改正後の規則における閉止弁の設置に係る規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によるもの。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について

【改正内容】

- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類の合理化【規則第31条の3及び第33条の18関係】
国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、添付書類を削減するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

3 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）について

【改正の内容】

別表第6に定められている不活性ガス消火設備の点検の基準について改正するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

4 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）について

【改正の内容】

消防設備士講習の講習科目に、工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

5 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（案）について

【改正の内容】

消防設備点検資格者の講習及び再講習の講習科目に、点検における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

6 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定める件（案）について

【改正内容】

不活性ガス消火設備に設けられる閉止弁に関する基準を新設するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

政令第 号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二の五第一項及び第十七条の三の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項中「。以下この条」を「。以下この条及び第三十六条第二項第四号」に、「第三十条第七号」を「第三十四条第八号」に改める。

第三十四条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

第三十六条第二項中「有する者」の下に「（第四号において「消防設備士等」という。）」を加え、同項

に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

理由

最近の不活性ガス消火設備に係る事故等の発生状況に鑑み、その再発の防止を図るため、一定の不活性ガス消火設備について現に存する防火対象物に設置されているものであっても最新の技術上の基準を適用するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の範囲を拡大する必要があるからである。

改 正 案	現 行
<p>（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第二十九条の四 法第十七条第一項の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条及び第三十六条第二項第四号において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第三十四条第八号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用が除外されない消防用設備等）</p>	<p>（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第二十九条の四 法第十七条第一項の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第三十四条第七号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用が除外されない消防用設備等）</p>

第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 一 (略)
- 二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 一 簡易消火用具
（新設）

二 自動火災報知設備（別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、十六項イ及び十六の二項から十七項までに掲げる防火対象物に設けるものに限る。）

三 ガス漏れ火災警報設備（別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、十六項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第二十一条の二第一項第三号に掲げるものに設けるものに限る。）

四 漏電火災警報器

五 非常警報器具及び非常警報設備

六 誘導灯及び誘導標識

七 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第三十六条 (略)

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者(第四号において「消防設備士等」という。)に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設

第三十六条 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第一(二十項)に掲げる防火対象物とする。

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六)の二項及び(十六)の三項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

二 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のものうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

三 前三号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

(新設)

備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十四及び第十七条の三の二並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十三条、第三十四条第二号及び第三十六条第二項第四号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章・第一章の二 略」</p> <p>第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>「第一節 略」</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>「第一款 第五款 略」</p> <p>第六款 雑則（第三十一条の八―第三十三条の二）</p> <p>第二章の二 消防設備士（第三十三条の二の二―第三十三条の十八）</p> <p>「第三章 第七章 略」</p> <p>附則</p> <p>（不活性ガス消火設備に関する基準）</p> <p>第十九条 令第十六条第一号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。</p> <p>「2 4 略」</p> <p>5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>「一 十二 略」</p> <p>十三 起動用ガス容器は、次のイからニまでに定めるところによること。</p> <p>イ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）には、起動用ガス容器を設けること。</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 略</p> <p>十四 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>ロ 窒素、IG―五五又はIG―五四一を放射する不活性ガス消火設備にあつては、自動式とすること。</p> <p>「十五 略」</p> <p>十六 自動式の起動装置は、次のイからニまでに定めるところによること。</p> <p>イ 起動装置は、次に定めるところによること。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章・第一章の二 同上」</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>「第一節 同上」</p> <p>第二節 「同上」</p> <p>「第一款 第五款 同上」</p> <p>第六款 雑則（第三十一条の八―第三十三条）</p> <p>第二章の二 消防設備士（第三十三条の二―第三十三条の十八）</p> <p>「第三章 第七章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（不活性ガス消火設備に関する基準）</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>「2 4 同上」</p> <p>5 「同上」</p> <p>「一 十二 同上」</p> <p>十三 起動用ガス容器は、次のイからハまでに定めるところによること。</p> <p>「新設」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>十四 「同上」</p> <p>イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすること。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>ロ 窒素、IG―五五又はIG―五四一を放射する不活性ガス消火設備にあつては、自動式とすること。</p> <p>「十五 同上」</p> <p>十六 「同上」</p> <p>イ 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。</p>

〔十九の二〕 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

〔二十〕 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）に設ける起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること。

〔二十一〕 略

十七 音響警報装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔二十二〕 略

ハ 全域放出方式の不活性ガス消火設備に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを設置したものを除く。）にあつては、この限りでない。

〔二十三〕 略

〔二十四〕 略

十九 全域放出方式の不活性ガス消火設備には、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次のイからホまでに定めるところによること。

〔二十五〕 略

〔二十六〕 略

〔二十七〕 略

〔二十八〕 略

〔二十九〕 略

〔三十〕 略

〔三十一〕 略

〔三十二〕 略

〔三十三〕 略

〔三十四〕 略

〔三十五〕 略

〔三十六〕 略

〔三十七〕 略

〔三十八〕 略

〔三十九〕 略

〔四十〕 略

〔四十一〕 略

〔四十二〕 略

〔四十三〕 略

〔四十四〕 略

〔四十五〕 略

〔新設〕

〔新設〕

〔二十一〕 同上

十七 同上

〔二十二〕 同上

ハ 全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。

〔二十三〕 同上

〔二十四〕 同上

十九 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次のイからホまでに定めるところによること。

〔二十五〕 同上

〔二十六〕 同上

〔二十七〕 同上

〔二十八〕 同上

〔二十九〕 同上

〔三十〕 同上

〔三十一〕 同上

〔三十二〕 同上

〔三十三〕 同上

〔三十四〕 同上

〔三十五〕 同上

〔三十六〕 同上

〔三十七〕 同上

〔三十八〕 同上

〔三十九〕 同上

〔四十〕 同上

〔四十一〕 同上

〔四十二〕 同上

〔四十三〕 同上

〔四十四〕 同上

〔四十五〕 同上

三 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること。

四 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて届けなければならない。

一 消防用設備等 当該設置に係る消防用設備等に関する図書で次に掲げるもの及び消防用設備等試験結果報告書

イ 平面図

ロ 配管及び配線の系統図

二 特殊消防用設備等 当該設置に係る特殊消防用設備等に関する図書で前号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画及び特殊消防用設備等試験結果報告書

〔2〕5 同上

(消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物)

第三十一条の六の二 令第三十六条第二項第四号の総務省令で定める防火対象物は、全域放出方式の不活性ガス消火設備(二酸化炭素を放射するものに限る。)が設置されているものとす

(登録講習機関)

第三十一条の七 第三十一条の六条第七項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔2〕略

(適用が除外されない不活性ガス消火設備)

第三十三条の二 令第三十四条第一号に規定する不活性ガス消火剤は、二酸化炭素とする。

2 令第三十四条第二号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものは、第十九条第五項第十九号イ(ハ)及び(ホ)並びに第十九条の二の規定とする。

(消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲)

第三十三条の二の二 〔略〕

(工事整備対象設備等着工届)

第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の工事整備対象設備当着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。

一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書で次に掲げるもの

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届けなければならない。

一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書

〔新設〕

〔新設〕

二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

〔2〕5 同上

〔新設〕

第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔同上〕

〔新設〕

(消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲)

第三十二条の二 〔同上〕

(工事整備対象設備等着工届)

第三十三条の十八 〔同上〕

一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書

<p>イ 平面図 ロ 配管及び配線の系統図 ハ 計算書</p> <p>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する前号イからハまでに掲げる図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>	<p>【新設】 【新設】 【新設】</p> <p>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、この省令による改正後の消防法施行規則第十九条第五項第十九号イ(ハ)の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○消防庁告示第 号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>〔1〕～〔4〕 略]</p> <p>〔5〕 <u>標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。）</u> <u>出入口等の見やすい位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。</u></p> <p>〔6〕 起動装置</p> <p>イ 略]</p> <p>イ 自動式起動装置</p> <p>〔イ〕～〔ウ〕 略]</p> <p>〔エ〕 <u>AND回路制御機能</u> <u>正常であること。</u></p> <p>〔オ〕 <u>緊急停止装置</u> <u>機能が正常であること。</u></p> <p>〔ウ〕・〔8〕 略]</p> <p>〔9〕 配管等</p> <p>ア・イ 略]</p> <p>ウ 閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）</p> <p>〔ウ〕 外形</p> <p><u>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</u></p> <p>〔イ〕 <u>機能</u> <u>開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。</u></p> <p>〔10〕～〔20〕 略]</p> <p>〔2 略]</p>	<p>別表第6 [同上]</p> <p>1 [同上]</p> <p>[同上]</p> <p>〔1〕～〔4〕 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>〔5〕 [同上]</p> <p>ア [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>〔イ〕～〔ウ〕 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>〔6〕・〔7〕 [同上]</p> <p>〔8〕 [同上]</p> <p>ア・イ [同上]</p> <p>ウ [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>〔9〕～〔19〕 [同上]</p> <p>〔2 同上]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づき、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

<p>〔第一 略〕</p> <p>第二 講習科目及び講習時間</p> <p>一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 特殊消防用設備等の講習区分に係る講習</p>	<p>〔第一 同上〕</p> <p>第二 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕。</p> <p>(一) 〔同上〕</p>
<p>講習科目</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項</p> <p>〔イ〕〔ハ〕 略</p> <p>(ト) 工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点</p> <p>(二) 消火設備、警報設備、避難設備及び消火器の講習区分に係る講習</p>	<p>講習科目</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 〔同上〕</p> <p>〔イ〕〔ハ〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>(二) 〔同上〕</p>
<p>講習科目</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項</p> <p>〔イ〕〔ニ〕 略</p> <p>(ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点</p>	<p>講習科目</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 〔同上〕</p> <p>〔イ〕〔ニ〕 同上</p> <p>〔新設〕</p>
<p>〔一・三 略〕</p> <p>〔第三・第四 略〕</p>	<p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔第三・第四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔第一・第二 略〕

第三 講習科目及び講習時間

一 特殊の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
〔略〕	〔略〕
消防用設備等概論	二時間
イ 消防用設備等の概論	
ロ 点検における保安に関する要点	
〔略〕	〔略〕

二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
〔略〕	〔略〕
消防用設備等の点検要領及び点検における保安に関する要点	六時間

〔三・四 略〕

第四 講習科目の一部免除

一 特殊の講習については、第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者
略	略

〔第五・第六 略〕

第七 再講習科目及び再講習時間

一 特殊の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
〔一〕 略	〔略〕
〔二〕 点検実務	四時間
〔イ〜ハ 略〕	

〔第一・第二 同上〕

第三 講習科目

一 〔同上〕

講習科目	講習時間
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔略〕	〔同上〕

二 〔同上〕

講習科目	講習時間
〔同上〕	〔同上〕
消防用設備等の点検要領	〔同上〕

〔三・四 同上〕

第四 講習科目の一部免除

一 〔同上〕

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
〔同上〕	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者
〔同上〕	概論及び消防用設備等概論
〔同上〕	〔同上〕

〔第五・第六 略〕

第七 再講習科目

一 〔同上〕

再講習科目	再講習時間
〔一〕 同上	〔同上〕
〔二〕 点検実務	〔同上〕
〔イ〜ハ 同上〕	〔同上〕

<p>〔二〕 点検における保安に関する要点</p> <p>二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>二 〔同上〕</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1324 212 1364 649">再講習科目</td> <td data-bbox="1324 649 1364 1108">再講習時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1284 212 1324 649">〔一〕 略</td> <td data-bbox="1284 649 1324 1108">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1244 212 1284 649">〔二〕 点検実務</td> <td data-bbox="1244 649 1284 1108"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1204 212 1244 649">〔イ〕ハ 略</td> <td data-bbox="1204 649 1244 1108">四時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1165 212 1204 649">〔二〕 点検における保安に関する要点</td> <td data-bbox="1165 649 1204 1108"></td> </tr> </table>	再講習科目	再講習時間	〔一〕 略	〔略〕	〔二〕 点検実務		〔イ〕ハ 略	四時間	〔二〕 点検における保安に関する要点		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1324 1131 1364 1568">再講習科目</td> <td data-bbox="1324 1568 1364 2016">再講習時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1284 1131 1324 1568">〔一〕 同上</td> <td data-bbox="1284 1568 1324 2016">〔同上〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1244 1131 1284 1568">〔二〕 同上</td> <td data-bbox="1244 1568 1284 2016"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1204 1131 1244 1568">〔イ〕ハ 同上</td> <td data-bbox="1204 1568 1244 2016">〔同上〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1165 1131 1204 1568">〔新設〕</td> <td data-bbox="1165 1568 1204 2016">〔同上〕</td> </tr> </table>	再講習科目	再講習時間	〔一〕 同上	〔同上〕	〔二〕 同上		〔イ〕ハ 同上	〔同上〕	〔新設〕	〔同上〕
再講習科目	再講習時間																				
〔一〕 略	〔略〕																				
〔二〕 点検実務																					
〔イ〕ハ 略	四時間																				
〔二〕 点検における保安に関する要点																					
再講習科目	再講習時間																				
〔一〕 同上	〔同上〕																				
〔二〕 同上																					
〔イ〕ハ 同上	〔同上〕																				
〔新設〕	〔同上〕																				
〔第八・第九 略〕	〔第八・第九 略〕																				
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>																					

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第十九号イ（ハ）の規定に基づき、不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を次のように定める。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

不活性ガス消火設備の閉止弁の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十九条第五項第十九号イ（ハ）に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

閉止弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 常時開放状態にあつて、直接操作及び遠隔操作により閉止できるもの又は直接操作により閉止できるものであること。

二 直接操作により操作する部分には、操作の方向又は開閉位置を表示すること。

三 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。

四 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。

- 五 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。
- 六 管との接続部は、管と容易に、かつ、確実に接続できるものであること。
- 七 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。
- 八 弁箱の外表面は、なめらかで、使用上支障のある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。

第三 材質

閉止弁の材質は、次に定めるところによる。

一 弁箱は、次のいずれかに適合するものであること。

- (一) JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G四〇五一、G四三〇三、G五一二一、G五一五一、H三二五〇、H五一二〇又はH五一二一

(二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一又は類似しているもの

(三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。

三 ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

第四 耐圧試験

閉止弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

一 弁箱は、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力（集合管（集合管に選択弁を設けるものにあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における貯蔵容器の蓄圧全圧力（消火設備に圧力調整装置付のものにあつては調整圧力）。操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における起動用ガス容器の圧力。以下同じ。）の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。

第五 気密試験

閉止弁の気密試験は、次に定めるところによる。

一 弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては

二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

第六 作動試験

閉止弁の作動試験は、次に定めるところによる。

- 一 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。
- 二 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。
- 三 開放の状態での開放の旨の信号が発せられること。

第七 等価管長

閉止弁は、起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、その値が次に掲げるところによること。

- 一 ボール弁（フルボアのものを除く。）にあつては、五十メートル以下であること。
- 二 ボール弁以外のものにあつては、呼び径五十以下のもの場合には五十メートル以下、呼び径六十五以上のもの場合には百メートル以下であること。

三 ボール弁のうちフルボアのものにあつては、呼び径及び鋼管の種別に応じ、次の表に掲げる値であること。

呼び径	鋼管の種別	
		圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) スケジュール四十
十五	○・一	○・一
二十	○・二	○・二
二十五	○・二	○・二
三十二	○・三	○・三
四十	○・四	○・四
五十	○・五	○・五
六十五	○・七	○・六
八十	○・八	○・八
九十	一・〇	○・九
百	一・二	一・一

百二十五	一・五	一・四
百五十	一・九	一・八

(単位…メートル)

第八 表示

閉止弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 耐圧試験圧力値
- 四 型式記号
- 五 流体の流れ方向（流れ方向に制限のない場合は除く。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に設けられている閉止弁のうち、次の各号に適合するものについては、第二から第七の規定にかかわらず、この告示に適合するものとみなす。

一 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものと。

二 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されているものであること。

三 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

3 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に令和六年三月三十一日までに新たに設ける閉止弁のうち、第二第四号並びに第六第二号及び第三号以外の規定に適合するものについては、この告示に適合するものとみなす。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：消防法施行令の一部を改正する政令（案）等

規制の名称：二酸化炭素消火設備に関する基準の見直し

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 消防庁 予防課

評価実施時期：令和 4年 7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

二酸化炭素は、消火剤として用いることで火災が発生した際に二酸化炭素が放射されるエリア内（以下「防護区画内」という。）の酸素濃度を低下させ、消火する作用を有することに加え、火災の冷却に寄与する性質も有しており、消火剤としての有効性がある。また、消火に伴う汚損が少ない等の特徴から、二酸化炭素消火設備は、機械式駐車場等における消火設備として、国内において多数設置されている。しかしながら、二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放射されると、防護区画内での視界は遮られ避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険が生じる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

二酸化炭素消火設備については、二酸化炭素を用いることによる危険性を考慮し、消防法令において必要な技術上の基準を定めるとともに、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて（通知）」（平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号）にお

いて、安全対策上のガイドラインを示している。しかしながら、誤操作等の事故（全ての事故の原因が明らかになっているわけではない。）により、令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、令和3年度に「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」（以下「検討部会」という。）において、想定される事故要因の洗い出しを行った結果、以下の事項が挙げられた。

- ・ 防護区画内での工事中の事故で想定される事故要因としては、「閉止弁を閉止しない状態で防護区画内に人が立ち入る」こと
- ・ 貯蔵容器を設けた場所での点検中の事故で想定される事故要因としては、「点検実施前に起動用ガス容器に接続された操作管を取り外すこと等の二酸化炭素の誤放出を防止する措置が適正に講じられない」こと

【課題解決手段の検討】

検討部会においてまとめられた事故の再発防止策等を踏まえ、新たに総務省令で定めることとしている設置及び維持に関する技術上の基準を既存設備も含め遡及して適用させるため、消防法（昭和23年法律186号）第17条の2の5に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に一定の不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）を加えるほか、消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物を加える必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

【規制以外の政策手段の内容】

非規制による課題解決として、運用通知の発出又はガイドラインの作成とその遵守により、事故の再発防止のための取組を促すことも考えられるが、通知及びガイドラインには強制力はなくあくまで自主的な取組を促すだけであり、実効性の確保の点で問題がある。

【規制の内容】

前述の課題を解決するため、消防法施行令を改正するなどし、新たに不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備に限る。）の設置及び維持に関する技術上の基準を定める（※1）とともに、その一部については既存設備も含めて遡及して適用させる。また、消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物を加える（※2）。

※1 閉止弁の設置、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け、消火剤放出時の立入り制限等

※2 このことに伴い、消防設備士及び消防設備点検資格者の講習科目に、保安に関する要点を追加する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

・「遵守費用について」

「二酸化炭素消火設備等の設置状況等に係る調査について」（令和3年4月28日消防予第228号）により二酸化炭素消火設備等の設置状況等について調査したところ、二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物は、国内に14,885件（令和3年4月30日時点）。そのうち、面積が1,000㎡未満であり、今後新たに消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要となる対象物数は、4,560件である。点検に要する費用は、対象物の形状や大きさにより異なるが、高さ40mの機械式駐車場を想定すると約40万円であるから、 $40\text{万円} \times 4,560\text{件} = 18\text{億}2,400\text{万円}$ となる。

また、国内にある二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物14,885件のうち、1,490件についてサンプル調査を行った結果、約2割のもので閉止弁が設置されていなかったことから、新たに閉止弁の設置が必要となる対象物数は約3,000件と見込まれる。よって、閉止弁の設置に要する費用は、設置場所や設置数により異なるが、小さいものを1個設置する場合であれば約80万円であるから、 $80\text{万円} \times 3,000\text{件} = 24\text{億円}$ となる。

加えて、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置は、全ての二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物（14,885件）で必要となるが、標識の設置に要する費用は約6万円であるから、 $6\text{万円} \times 14,885\text{件} = 8\text{億}9,310\text{万円}$ となる。

これらから遵守費用の総額は、

$18\text{億}2,400\text{万円} + 24\text{億円} + 8\text{億}9,310\text{万円} = 51\text{億}1,710\text{万円}$ と見込まれる。

・「行政費用について」

規制対象となる防火対象物の関係者の把握をする行政費用については、「二酸化炭素消火設備等の設置状況等に係る調査について」（令和3年4月28日消防予第228号）により既に二酸化炭素消火設備の設置状況を調査済みであることから、限定的なものと考えられる。また国から消防機関等の関係行政機関への制度改正の周知・徹底及び消防機関等の関係行政機関から規制対象となる防火対象物の関係者に対する制度の周知・啓発の実施にあたり、周知用ポスター、建物所有者向けパンフレット、事業者向けマニュアル及び動画作成に要する費用として約2,400万円を見込んでいる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、令和2年より相次いで発生した二酸化炭素消火設備に係る3件の事故と類似する事故の発生を防ぐことができ、人的被害の発生を防ぐことができると考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑤の効果を経済価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、二酸化炭素消火設備に係る事故の発生を防止し、消防設備士等による適切な点検が行われることによって、消防用設備等に係る防火安全性能を確保し、その機能を維持することに資することで、火災が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めることができると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の消防法施行令の改正等により、全ての二酸化炭素消火設備に閉止弁等が設置され二酸化炭素消火設備に係る事故の発生を防止し、保安上のリスクを減少させることができる効果と比較し、今回の規制に係る遵守費用の総額は、2の③で述べたように約51億1,710万円のため、最小限の規制であると考えられる。

また、制度改正の周知・啓発等のために規制対象となる防火対象物の関係者の把握等に要する行政費用は、2の③で述べたように約2,400万円のため、最小限の費用であると考えられる。

効果としては、3の⑤で述べたように閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、令和2年より相次いで発生した二酸化炭素消火設備に係る3件の事故と類似する事故の発生を防ぐことができ、人的被害の発生を防ぐことができると考えられる。

以上を総合的に勘案すれば、今回の制度改正は妥当性があるものといえる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

防火対象物に設置されている既存の二酸化炭素消火設備も含め、その設置・利用を禁止し、不活性ガス消火設備のうち消火剤自体は人体に無害な窒素等を消火剤とした消火設備等に代替させる規制がある。しかし、これは消火剤（貯蔵容器）の変更工事、配管の径の変更工事が発生し、事業者が工事 1 件につき 5,000 万円から 7,000 万円程度という多大な負担を負うことから適切とは言えず、今回の改正が適切かつ合理的なものであると考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制の効果は、二酸化炭素消火設備による事故の発生を防ぐことで人的被害の発生を防止することだが、この効果は金銭価値に換算し難く、効果を定量化し具体的な数字を算出して費用と比較・評価することは困難である。そのため、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」（部会長：須川修身 公立諏訪東京理科大学名誉教授）では、本規制によって確実に期待する効果が得られるかという視点での検討は行われたものの、定量的な議論は行われておらず、費用や効果の具体的な数字の活用はしていない。法制局説明等においても同様の理由から説明していない。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今後の二酸化炭素消火設備に係る事故等の発生状況を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。その上で、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

二酸化炭素消火設備に係る事故等について件数、事故原因等を分析することにより把握を行う。

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	二酸化炭素消火設備に関する基準の見直し	
担当部局	総務省 消防庁 予防課	電話番号:03-5253-7523 e-mail:yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 4年 7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 二酸化炭素は、消火剤として用いることで火災が発生した際に二酸化炭素が放射されるエリア内(以下「防護区画内」という。)の酸素濃度を低下させ、消火する作用を有することに加え、火災の冷却に寄与する性質も有しており、消火剤としての有効性がある。また、消火に伴う汚損が少ない等の特徴から、二酸化炭素消火設備は、機械式駐車場等における消火設備として、国内において多数設置されている。しかしながら、二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放射されると、防護区画内での視界は遮られ避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険が生じる。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 二酸化炭素消火設備については、二酸化炭素を用いることによる危険性を考慮し、消防法令において必要な技術上の基準を定めるとともに、安全対策上のガイドラインが示されている。しかしながら、誤操作等の事故(全ての事故の原因が明らかになっているわけではない。)により、令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、有識者による検討部会において想定される事故要因の洗い出しを行った結果、①「閉止弁を閉止しない状態で防護区画内に人が立ち入ること、②「点検実施前に起動用ガス容器に接続された操作管を取り外すこと等の二酸化炭素の誤放出を防止する措置が適正に講じられない」ことが挙げられた。</p> <p>【規制の内容】 現に存する防火対象物に設置されているものであっても最新の技術上の基準を適用しなければならない消防用設備等として一定の不活性ガス消火設備(全域放出方式の二酸化炭素消火設備。以下「二酸化炭素消火設備」という。)を定めるとともに、二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を見直す。また、消防設備士等に点検させなければならない防火対象物として、二酸化炭素消火設備が設けられているものを加える等。</p>	
想定される代替案	防火対象物に設置されている既存の二酸化炭素消火設備も含め、その設置・利用を禁止し、不活性ガス消火設備のうち消火剤自体は人体に無害な窒素等を消火剤とした消火設備等に代替させるような規制をする。	
規制の費用	<p>当該規制の場合</p> <p>(遵守費用) 二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物は、国内に14,885件(令和3年4月30日時点)。そのうち、今後新たに消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要となる対象物数は、4,560件である。点検に要する費用は、対象物の形状や大きさにより異なるが、約40万円であるから、40万円×4,560件＝18億2,400万円となる。 また、新たに閉止弁の設置が必要となる対象物数は約3,000件と見込まれる。閉止弁の設置に要する費用は、小さいものを1個設置する場合であれば約80万円であるから、80万円×3,000件＝24億円となる。 加えて、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置は全ての二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物(14,885件)が必要となるが、標識の設置に要する費用は約6万円であるから、6万円×14,885件＝8億9,310万円となる。 これらから遵守費用の総額は、18億2,400万円＋24億円＋8億9,310万円＝51億1,710万円と見込まれる。</p> <p>(行政費用) 規制対象となる防火対象物の関係者の把握、また国から消防機関等の関係行政機関への制度改正の周知・徹底及び消防機関等の関係行政機関から規制対象となる防火対象物の関係者に対する制度の周知・啓発の実施に当たり、周知用ポスター、建物所有者向けパンフレット、事業者向けマニュアル及び動画作成に要する費用として約2,400万円を見込んでいる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>事業者が消火剤(貯蔵容器)の変更工事、配管の径の変更工事の発生により5,000万円から7,000万円程度負うことになる。 そのため、遵守費用の総額としては低く見積もっても5,000万円×14,885件＝7,442億5,000万円と見込まれる。</p>
規制の効果(便益)	<p>当該規制の場合</p> <p>(直接的効果(便益)) 閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、令和2年より相次いで発生した二酸化炭素消火設備に係る3件の事故と類似する事故の発生を防ぐことができ、人的被害の発生を防ぐことができると考えられる。</p> <p>(副次的・波及的な影響) 閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、二酸化炭素消火設備に係る事故の発生を防止し、消防設備士等による適切な点検が行われることによって、消防用設備等に係る防火安全性を確保し、その機能を維持することに資することで、火災が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めることができると考えられる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>二酸化炭素消火設備の設置・利用を禁止することで、二酸化炭素消火設備に係る事故の発生を防止し、保安上のリスクを減少させることができると考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>今回の消防法施行令の改正等により、全ての二酸化炭素消火設備に閉止弁等が設置され二酸化炭素消火設備に係る事故の発生を防止し、保安上のリスクを減少させることができる効果と比較し、今回の規制に係る遵守費用の総額は約51億1,710万円のため、最小限の規制であると考えられる。また、制度改正の周知・啓発等のために規制対象となる防火対象物の関係者の把握等に要する行政費用は約2,400万円のため、最小限の費用であると考えられる。 効果としては、閉止弁の設置等の新たな規制を設けることにより、令和2年より相次いで発生した二酸化炭素消火設備に係る3件の事故と類似する事故の発生を防ぐことができ、人的被害の発生を防ぐことができると考えられる。 以上を総合的に勘案すれば、今回の制度改正は妥当性があるものといえる。</p>	
代替案との比較	代替案を採用すると、事業者が消火剤(貯蔵容器)の変更工事、配管の径の変更工事が発生する等多大な負担を負うことから、代替案は適切とは言えず、今回の改正が適切かつ合理的なものであると考えられる。	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 本規制の効果は二酸化炭素消火設備による事故の発生を防ぐことで人的被害の発生を防止することであるが、この効果は金銭価値に換算し難く、効果を定量化し具体的な数字を算出して費用と比較・評価することは困難である。そのため、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」においては、本規制によって確実に期待する効果が得られるかという視点での検討は行われたものの、定量的な議論は行われておらず、費用や効果の具体的な数字の活用はしていない。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 今後の二酸化炭素消火設備に係る事故等の発生状況を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。その上で、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 二酸化炭素消火設備に係る事故等について件数、事故原因等を分析することにより把握を行う。</p>	
備考		

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に係る
規制の事前評価を実施しない理由について

令和 4 年 7 月
消防庁予防課

「総務省における規制の政策評価に関する実施要領」（令和 3 年 2 月 19 日総官政第 11 号）の別紙 1 において、「事前評価を行うことを義務づけられた規制以外のものについて、自主的に事前評価を実施するもの」の対象が規定され、「1. 省令の制定又は改廃のうち次のいずれかに該当するもの（軽微なものを除く。）」として「直接及び間接を問わず一般の国民に影響を及ぼすもの」等が掲げられているところ。

本改正は、国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号）第 31 条の 3 第 1 項に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び同規則第 33 条の 18 に定める工事整備対象設備等届出書に添付する書類について合理化（添付書類を削減）するための規則改正であり、実施要領における「軽微なもの」に該当することから、本件に係る規制の事前評価は実施しない。